

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.23 1990.12.3

○「アイデア」の提供者はプログラムの共同著作者になるか

= Ashton-Tate Corporation v.

Richard Ross, Bravo Technologies, Inc. =

— 米国第9巡回区裁判所1990年10月4日判決 —

	頁
1. はじめに	1
2. 事実の経過	1
3. 控訴審の判断	2
4. 若干のコメント	5

SOFTIC

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1990
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

1. 〈はじめに〉

原告アシュトン・テート社が販売しているFull Impact というスプレッドシート・プログラムに関し、被告のロス氏及びロス氏の会社ブラボー・テクノロジーがその共同著作者であると主張し、またアシュトン・テート社がトレード・シークレットを領得したと主張していた。そこで、原告アシュトン・テート社は、被告が共同著作者でないこと、及び原告がトレード・シークレット侵害のないこと等の宣言を求めて本訴を提起した。一審のカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は原告による事実審理省略判決 (Summary judgment) の申し立てを認め原告を勝訴させた。本判決は、被告による控訴を棄却した。

2. 〈事実の経過〉

① 1984年9月、ロス氏と訴外Wigginton氏 (以下「W氏」) は、スプレッドシート・プログラムを共同開発することに合意し、ロス氏が計算部分である「engine」を、W氏がユーザー・インターフェイス部分を担当することとした。この際、財産的情報の開示契約を締結したが、それ以外に正式な契約、書面による契約は結ばなかった。

② 1985年2月までの間、両者はそれぞれ担当部分の開発を進めた。この間、両者は少なくとも2回打合せを行い、そのうちの1回の会合において、ロス氏はユーザー・インターフェイスに含まれるべきユーザー・コマンドの手書リストをW氏に渡した。

ただし、実際のユーザー・インターフェイスはW氏が書き、ロス氏は計算部分全部を書いた。

③ ところが、同月中に両者の間で不一致が生じた。ロス氏はこのプログラムを自分の会社であるブラボー・テクノロジーズ社で公表、販売したいと

考えたが、W氏はもっと名の通った会社を使いたいと考えたのである。

- ④ 3月になって、W氏は原告のアシュトンテート社にプレゼンテーションを行なったが、ここにおいてロス氏との対立は明らかになったので、W氏は原告のために働くことを決意した。
- ⑤ そして、4月からW氏はユーザー・インターフェイスの開発を続け、また原告が権利を持つ別のエンジン（計算部分）に適合するよう調整していった。これがFull Impact プログラムとなった。
- ⑥ 一方、ロス氏は、1986年6月までに独自のユーザー・インターフェイスをつくり、自分のエンジンと結合させて、MacCalc というプログラムを完成させた。なお、この間、原告とロス氏の間でも様々な交渉があった。
- ⑦ 1988年6月12日、ロス氏は原告に対しFull Impact プログラムにロス氏及びブラボー社が貢献したことを理由に補償を要求した。
- ⑧ 同年7月20日、原告は本訴を提起。ロス氏とブラボー社は8月24日答弁をし、かつ反訴を提起した。
- ⑨ 1989年4月4日、一審裁判所は「協力するという合意があったとしても、W氏が書いたユーザー・インターフェイスにロス氏がアイデア上の寄与をしたことでロス氏がそのインターフェイスの共同著作者となるわけではない」として、原告の勝訴とした。

3. 〈控訴審の判断〉

控訴棄却

- ① 控訴審での論点は、ロス氏が共同著作者になるか否かという中心的論点のほか、被告の補充的準備書面の採否という手続上の問題及びトレード・シークレット上の問題（3年の出訴制限にかかっているとしたが、その起算時に関する異議の採否）もあったが、本稿では中心的論点のみ

をとり上げる。

② 被告らは、ロス氏が共同著作者であるという主張を次の3つの構成で基礎づけた。

1) ロス氏は、当該ユーザー・インターフェイスのためにアイデアとガイダンスを提供したので共同著作者となる。

2) ロス氏がW氏に渡したコマンドの手書シートは著作物性のある表現を構成するものであり、これによりロス氏は当該ユーザー・インターフェイスの共同著作者となる。

3) MacCalc プロトタイプは、W氏を書いたユーザー・インターフェイスとロス氏を書いたエンジンを含む共同著作物であり、したがって、ロス氏はその共同著作者である。そして、Full Impact のユーザー・インターフェイスはMacCalc のユーザー・インターフェイスから実質的に派生したものであるからロス氏はFull Impact の共同著作者である。

③ 控訴審は上記3つの構成をいずれも採用しなかった。

まず、第1の構成について。

控訴審は2つの学説を紹介する。

Nimmer父子の説。

「AとBが協力して働いたが、Aの寄与はそれ自体としては著作物性のないプロット・アイデアに限られており、Bはそのアイデアを完成した言語表現に織り込んだという場合、AとBは結果たる作品の共同著作者になると思われる。

ゴールドスタインの説。

「協力者の寄与は、その寄与がそれ自体著作権の対象となるオリジナルな表現でない限り、共同著作物を生み出すものではないし、その寄与

をなした者は〔著作権〕共有の権利を取得するものではない。〕

裁判所はゴールドスタイン説を支持し、S.O.S. Inc. v. Payday Inc. 判決を引用した。

「Payday事件において、被控訴人はプログラムの設計に対する寄与を根拠としてコンピュータ・プログラムの共同著作を主張した。当裁判所は、そのような寄与はこれをなした者が共同著作者であるか否かという重要な事実問題を提起するに十分なものではないと判示した。」

結論として、第9巡回区は、独立してそれ自体著作物性のある寄与をなすことが共同著作の要件であると判断した。

④ 次に、第2の構成について。

裁判所は、「当該リストは端的に言って、著作権保護の資格はない」と簡単に斥けた。

⑤ 第3の構成について。

「先行作〔元となる作品〕が共同著作になるからといって、その1人が派生的作品の共同著作者とするには不十分である。『もしそれが法であるなら、先行作に与えられる保護とは独立して派生的著作物に与えられる著作権保護は骨抜きになってしまうであろう』」共同著作者の1人が、その共同著作物の利用又は派生的著作物の作成を許諾していれば、著作権侵害の問題は生じない。そのような許諾をした共同著作者に対し他の共同著作者から不当利得返還の請求はありうるが、許諾を受けた者（本件では原告）は著作権侵害とはならない。

⑥ 結論として、

- 1) 原告アシュトン・テート社はFull Impact の完全な著作権を有する。
- 2) Full Impact は既存の著作権を侵害するものではない。

4. 〈若干のコメント〉

1) 共同著作者となるのに、アイデア上の創作的寄与で足りるのか、表現上の創作的寄与を要するのか、という面白い論点を提供している。わが国でも、地図の著作物や翻訳に関し問題となったことがあるが、プログラムに限らず、どのような著作物でも問題になりうる点である。寄与を質的・量的に評価することになるが、アイデアと表現の区別の問題が別の形で登場することになる。

2) プログラムに関して言えば、SSOのような抽象的部分に著作物性を認める見解をとる場合、アイデア上の寄与をもって共同著作者となるという見解と結びつきやすいことになると思われる。本判決も引用するウェーラン判決やSOS判決、さらにはウィリアムズ対アーンツ判決との間に論理的整合性があるのだろうか。詳細な分析が望まれるところであり、その結果によっては、プログラムの過大保護に対する反省も生まれてきそうな気もする。

3) ロス氏の作成したコマンドリストがどの程度のものか判決からははっきり読みとれないが、これがかなり詳しいものであり、W氏がそれを大幅に採用していたとしたら、結論はどうなっていただろうか。ロータス判決等との比較研究を促がすことになると思われる。

以上、コメントというより感想を連ねた。

(了)